

第59回沖縄県身体障害者スポーツ大会 事前説明会

令和5年5月31日（水）14：00～15：30

沖縄市陸上競技場内会議室（コザ運動公園）

沖縄県・（社福）沖縄県身体障害者福祉協会

第59回沖縄県身体障害者スポーツ大会

実施要綱（案）	P 1
大会役員名簿（案）	P 5
競技別実施要領（案）	
陸上競技	P 6
水泳競技	P 12
アーチェリー競技	P 13
卓球競技	P 14
フライングディスク競技	P 15
団体対抗競技	P 16
(別表1) 全国障害者スポーツ大会 競技・種目 P 18	
参考 障害区分の解説	P 22

第59回沖縄県身体障害者スポーツ大会実施要綱（案）

1. 目的

大会の開催は、県内の障害者がこの大会に参加し、競技等を通じスポーツの楽しさを体験するとともに、県民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的とする。

2. 主 催

沖縄県 市町村 （社福）沖縄県身体障害者福祉協会

3. 後 援 <順不同>

沖縄県市長会 沖縄県町村会 （社福）沖縄県社会福祉協議会 沖縄県教育委員会
(社福)沖縄県視覚障害者福祉協会 (一社)沖縄県聴覚障害者協会
(公社)沖縄県精神保健福祉会連合会 (一社)日本精神科看護協会 沖縄県支部
(公社)沖縄県手をつなぐ育成会 (特非)沖縄県障がい者スポーツ協会
(公財)沖縄県スポーツ協会 (一社)沖縄陸上競技協会 (一社)沖縄県水泳連盟
沖縄県卓球協会 沖縄県アーチェリー協会 沖縄県身体障害者アーチェリー協会
沖縄県障害者フライングディスク協会 沖縄県障害者スポーツ指導者協議会

4. 協 賛 <順不同>

(株)琉球新報社 (株)沖縄タイムス社 琉球放送(株) 沖縄テレビ放送(株)
(株)ラジオ沖縄 NHK沖縄放送局 (株)エフエム沖縄 琉球朝日放送(株)
宮古テレビ(株) 宮古毎日新聞社 八重山毎日新聞 (株)宮古新報 (株)八重山日報社
石垣ケーブルテレビ(株)

5. 開催期日・会場

開閉会式が行われる令和5年10月14日（土）を本大会とする。

開催期日	実施競技	会場名
令和5年8月6日（日）	アーチェリー競技	沖縄県立鏡が丘特別支援学校
令和5年8月19日（土）	水泳競技	奥武山運動公園 水泳プール
令和5年9月2日（土）	フライングディスク競技	沖縄県総合運動公園 レクドーム
令和5年9月16日（土）	卓球競技（一般）	豊見城市民体育館 メインアリーナ
	卓球競技（STT）	豊見城市民体育館 サブアリーナ
令和5年10月14日（土）	開会式・閉会式	沖縄市陸上競技場（コザ運動公園）
	陸上競技	

6. 参加者及び出場資格

- (1) 出場選手は次の条件を満たす者とする。
- ア. 令和5年4月1日現在、13歳以上の者。
 - イ. 県内に居住し、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者。
 - ウ. その他の障害者手帳の交付を受けたもので参加を希望する者は、主催者において決定する。
 - エ. 大会の競技出場について、各福祉事務所、団体等の長が認めた者。
- (2) 競技参加が少なかった種目については、種目を中止することがある。
ただし、成立しなかった種目については、申込団体と調整を行う。

7. 予定人員

選手 約800人

役員 約500人

8. 競技規則

適用する競技規則は、令和5年度全国障害者スポーツ大会競技規則及び別に定める競技別実施要領（一部県大会特別規定）によるものとする。

9. 競技・種目及び障害・年齢区分

- (1) 競技・種目及び障害区分は、大会競技規則第2条2＜別表1＞「全国障害者スポーツ大会競技・種目」に準ずる。
- (2) 大会競技規則第2条3に定める年齢区分の基準日は、令和5年4月1日とする。
- (3) 個人競技は、アーチェリー及びフライングディスク競技を除き、年齢（令和5年4月1日現在）を1部〈39歳以下〉、2部〈40歳以上〉に分けて競技する。

10. 競技運営

- (1) 各競技における運営事項は、競技別実施要領に定める。
- (2) 出場選手が少ない競技・種目は、異なる障害区分または他の年齢区分の選手が同時に競技を行うことがある。この場合、順位の決定及び表彰は障害区分及び年齢区分別に行う。
- (3) 荒天時の取り扱いは別に定める。
- (4) その他、必要な事項は別に定める。

11. 参加申込み

- (1) 沖縄協会ホームページより所定の参加申込書をダウンロードし必要事項を記入後、主催者指定の期日までにメールで送信し申し込むものとする。
- (2) 各福祉事務所、団体等の申込みに基づき、主催者において決定する。
- (3) 申込み後の変更については、原則として認めないものとする。

12. 申込期限

- (1) 令和5年6月30日（金）アーチェリー競技、水泳競技
- (2) 令和5年7月14日（金）フライングディスク競技、卓球競技、陸上競技
- (3) 提出先メールアドレス：jimukyok19@okisin.jp

13. 番号布

- (1) 番号布（ナンバーカード）は主催者が準備し、配布する。
- (2) 障害が重複している場合には、出場する障害部門の色の番号布を使用し、布の下端5cmを他の重複する障害部門の色を表示する。
- (3) 選手は競技服装に必ず番号布を付けるものとする。
- (4) 番号布の布地の色は障害別に次のとおり色分けし、数字は黒色とする。

ア 肢体不自由	白色
イ 視覚障害	緑色
ウ 聴覚・平衡・音声・言語機能障害	黄色
エ 内部障害（ぼうこう又は直腸機能障害）	水色
オ 知的障害	桃色
カ 精神障害	茶色

14. 参加費用

参加料は無料とする。ただし、参加に係る費用（交通費等）については、各団体において負担するものとする。

15. 健康・安全管理

- (1) 参加者の健康・安全部面については、各団体及び参加者で十分配慮すること。大会開催中の怪我、事故等については主催者で応急の処置のみを行う。
 - (2) 損害保険等については、全社協のボランティア行事用保険に加入する。なお、対象は選手および大会運営に係る役員とする。（参加団体の役員等は対象外）
 - (3) 感染症対策は以下のとおりとする。
 - ア. 感染症陽性の者、同居家族に陽性者がいる者は参加を控えること。
 - イ. 当日は各自で検温を行い、風邪症状（発熱、喉の痛み、倦怠感等）がある場合も参加を控えること。
 - ウ. マスク着脱は個人（選手、運営・競技役員、補助員等を含む大会関係者）の判断に委ねる。ただし、混雑した場所（更衣室等）等においては、着用を推奨する。
- ※国や県の定める方針および県内の感染状況に応じて適宜対策を見直すことがある。

16. 開催の可否決定

- (1) 競技会開催時までに又は会期中に不慮の災害にあった場合、又はあうことが予測される場合、荒天時・災害時意思決定委員会を開催する。
- (2) 荒天時および災害時（感染症含む）等の取り扱いは、沖縄県身体障害者スポーツ大会荒天時取扱要領および沖縄県の障害者スポーツ大会等災害発生時取扱要領に定める。

17. 大会役員

大会役員は概ね次のとおりとする。

大会名誉会長	沖縄県知事
大会長	沖縄県身体障害者福祉協会会长
大会副会長	開催地市町村長 沖縄県子ども生活福祉部長 沖縄県障がい者スポーツ協会理事長 沖縄県視覚障害者福祉協会会长 沖縄県聴覚障害者協会会长
大会委員	沖縄県子ども生活福祉部子ども福祉統括監 沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課長 沖縄県身体障害者福祉協会常務理事

18. その他

- (1) 撮影された写真・映像は報道または広報に使用されることもあるため、申込書の提出を以て、公開に関する取扱いについて承諾したものとする。
- (2) この要綱に定めるもののほか、運営上必要な事項は、競技ごとに競技運営協力団体と協議のうえ、競技別実施要領に定める。

19. 事務局（申込先・問合先）

社会福祉法人 沖縄県身体障害者福祉協会 (担当：伊敷・安里)

〒901-0516 八重瀬町字仲座 1038-1

TEL 098-851-3455 FAX 098-851-3855 MAIL jimukyok19@okisin.jp (伊敷)

第59回沖縄県身体障害者スポーツ大会役員名簿（案）

役 員	職 名	氏 名
大会名誉会長	沖縄県知事	玉城 デニー
大 会 長	沖縄県身体障害者福祉協会会长	山城 充正
大 会 副 会 長	沖縄市長	桑江 朝千夫
大 会 副 会 長	沖縄県子ども生活福祉部長	宮平 道子
大 会 副 会 長	沖縄県障がい者スポーツ協会理事長	宮里 好一
大 会 副 会 長	沖縄県視覚障害者福祉協会会长	知花 光英
大 会 副 会 長	沖縄県聴覚障害者协会会长	城間 枝利子
大 会 委 員	沖縄県子ども生活福祉部子ども福祉統括監	友利 公子
大 会 委 員	沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課長	普天間 みはる
大 会 委 員	沖縄県身体障害者福祉協会常務理事	運天 健
大 会 委 員	沖縄県身体障害者福祉協会常務理事 兼事務局長	仲本 潔

陸上競技実施要領

1. 競技規則

令和5年度全国障害者スポーツ大会競技規則によるもののほか、この要領に定めるところによる。

2. 競技運営

（一社）沖縄陸上競技協会、沖縄県障害者スポーツ指導者協議会協力の下、実施する。

3. 招集

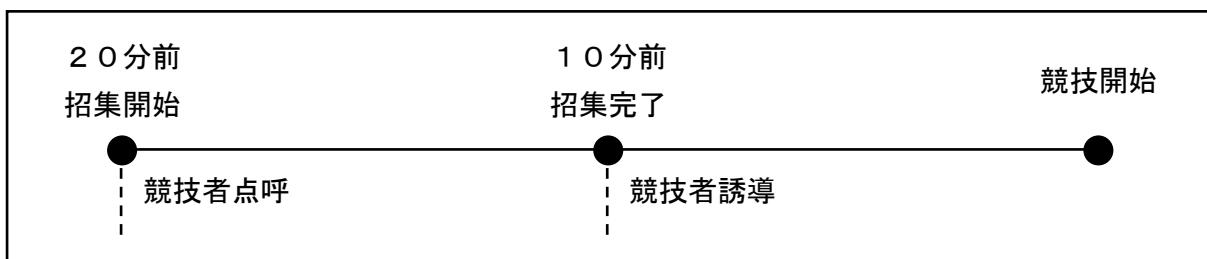
（1）招集所

ア 競走競技は第4ゲート付近（スラロームは第2ゲート付近）に設ける。

イ 跳躍競技および投擲競技は各競技実施場所付近に設ける。

（2）招集の流れは、競技開始予定時刻を基準として次のとおりとする。

（ただし、開会式終了後の最初の競技時間等についてはその限りではない。）



（3）招集の方法

- ア 選手は出場種目の招集開始時刻がきたら、招集内の控え所に集合し、係員の点呼を受ける。（原則として代理人は認めないが場合によってはその限りではない。）
- イ 招集完了時刻に遅れた場合は棄権したものとみなす。なお、競技に参加しない場合は団体の長が受付で申し出ること。

4. 競技場への入退場について

（1）競技場への入場については、すべて係員の誘導による。

（2）競技が終了した選手のうち、1位から3位までの者は被表彰者控所へ誘導する。

4位以下の者は、最寄りのゲートより解散する。

5. 競技服装

番号布は、主催者が交付したものを競技服装の上衣胸部及び背部に付けること。

6. 競技方法

トラック競技の走路順、フィールド競技の試技順はプログラム記載順とする。

第59回沖縄県身体障害者スポーツ大会（案）

＜競走競技＞

(1) スタートはイングリッシュコールにて行う。

ア 「On your marks: オン・ユア・マークス」（意味：位置について）でピストルを肩口に移動し、一方の手でブロックへの移動を促す。（800m、1500m競走については同様の動作でスタートラインへの移動を促した上で、ピストルを保持した腕を地面と平行に前方に伸ばす）

イ 「Set: セット」（意味：用意）でピストルを保持した腕を地面と平行に前方に伸ばす。

ウ その姿勢を保持したまま、ピストルを発射する。

(2) 不正出発について1度までは許される。同一競技者による2度目は失格とする。

(3) 50m、100m、200m、400m競走及び障害別4×100mリレーは、セパレートレーンで行う。

なお、800m競走は、第1曲走路のブレークラインまでセパレートレーンで行う。

(4) 日本陸上競技連盟競技規則で400mまでの競走においては、スタートティング・ブロックを使用しなければならず、「Set」の姿勢は、両手が地面についていなければならないことになっているが、この規定は、障害を考え、両方とも必ずしもそうでなくてもよいことにする。

(5) 車いすは身体の一部であり、その接地面がスタートラインに触れてはならない。

(6) 車いすおよび電動車いす使用者の順位は、胴体（トルソー）ではなく、先に到達した車輪の車軸がフィニッシュラインに到達したことで決める。

(7) 障害区分24に属する競技者は、競技エリア（トラックの走路）で光を通さないアイマスクまたはアイシェード（以下、アイマスクなど）を装着しなければならない。その競技エリアはトラックの走路を指す。したがって、走路に入る前にアイマスクなどを装着し、走路を出るまではアイマスクなどを外してはならない。

（上記よりスタートティングブロック設置等の行為はアイマスクなどをした状態で行う）ただし、50m競走で待機テントが走路上に設置された場合、そのテント内は競技エリアとみなさずにアイマスクなどを外すことができるものとする。

(8) 視覚部門の障害区分24に属する競技者の50m競走は次のように行う。なお、音源誘導者から発せられる音源や声は助力とはみなさない。

ア 8レーン分の幅を使用して行う。

イ 1名ずつによるタイムレースとする。

ウ 音源誘導者がフィニッシュライン後方から鳴らす音源によって競技者を誘導するものとし、その音源はハンドマイクに収納した音源とする。なお、視覚と聴覚の障害が重複している競技者は音源を使わずに伴走者との競技を認める。伴走者については、視覚部門の競走競技における伴走者に準ずる。

(9) 視覚部門の競走競技では、障害区分24に属する競技者の50m競走を除き、次のような範囲で伴走を認める。ただし、伴走者の反則は競技者の反則とする。

ア 1人とする。ただし、フィニッシュラインの50m手前までならば1回に限り交代してもよい。

イ いかなる場合も、伴走者は競技者を引っ張ったり、押して前進させるといった推進を助けるようなことはしてはならない。ただし、視覚と聴覚の障害が重複している競技者の伴走者は、スタートのピストル音を競技者に伝えるため、ピストル音の直後

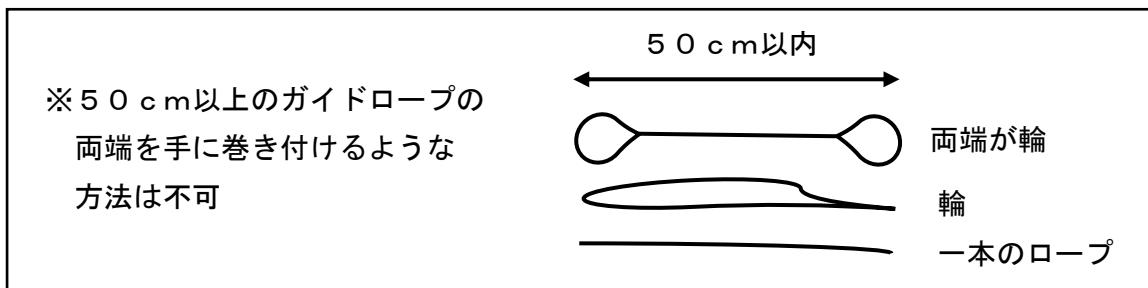
第59回沖縄県身体障害者スポーツ大会（案）

のみ競技者を引っ張ったり、押したりする行為は認められる。なお、この行為は助力とはみなさないが、スタートのピストル音を競技者に伝えた後に競技者を引っ張るなどの推進を助ける行為をした場合は助力となる。

【注】推進を助けるような行為があった場合フィニッシュ後に失格となることがある。

- ウ 競技者と伴走者は非伸縮性の紐などを使ったガイド用のロープ（以下、ガイドロープ）を持ち競技する。ガイドロープは以下の図のいずれかに該当する形状のもので、最も伸ばした状態におけるガイドロープ両端の最大長は50cm以下とする。競技者と伴走者はスタートからゴールまで離してはならない。ただし、転倒などにより一時的にガイドロープを離す事態が生じた場合は除く。

【注】フィニッシュで、競技者の斜め後ろに位置しなかった場合は失格とする。



- エ 伴走者は口頭または選手に触れるなどの方法により、競技者に必要な情報（タイム、周回数、ペースなど）を伝えることができる。なお、その際にガイドロープ以外の道具を用いてはならない。

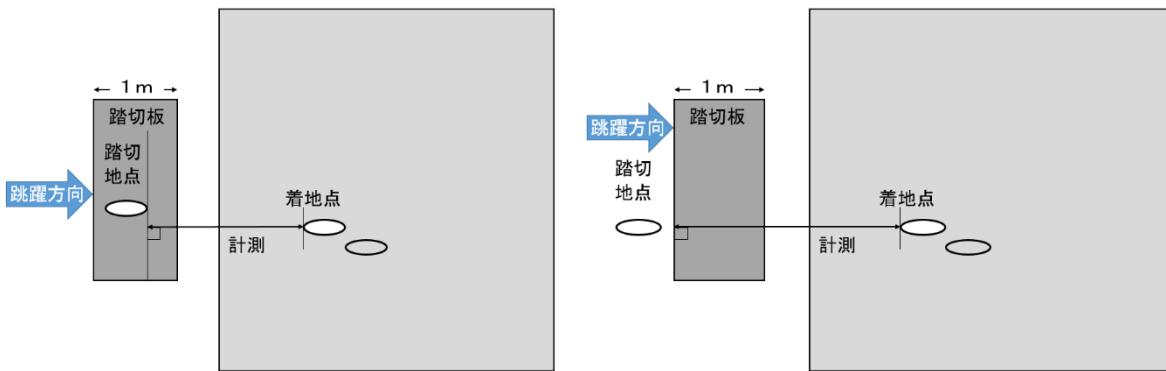
- (10) 50m競走で使用する車いすは日常生活用とする。
(11) 車いすで100m以上の競走種目に出場する競技者は、ヘルメットを着用して競技しなければならない。
(12) 車いすで800m以上の競走競技に出場する競技者は、競技用車いす（レーサー）を使用しなければならない。
(13) 障害別リレーにおける引継は、テイクオーバーゾーン内で引き継がれる競技者の身体の一部に触れればよい。

<跳躍競技>

- (1) 走高跳を除き、各競技者は、3回までの試技が許される。（練習1回、競技3回）
(2) 視覚部門の走高跳は、助走してもしなくてよいが、片足で踏み切らなければならない。
(3) 立幅跳の踏切りは、両足同時に踏切るものとする。
(4) 障害区分24に属する競技者は、競技エリア（助走路及び砂場、サークル）で光を通さないアイマスクなどを装着しなければならない。その競技エリアは助走路及び砂場、サークルを指す。したがって、助走路及びサークルに入る前にアイマスクなどを装着し、助走路及び砂場、サークルを出るまではアイマスクを外してはならない。
(5) 視覚部門の走幅跳の踏切板の幅は日本陸上競技連盟競技規則によるが、長さは1mとする。また計測は、踏み切った場所の最も砂場に近い地点から踏み切り板前縁との平行線を引き、その平行線と着地点との最短距離で行う。ただし、踏切板（地域）の手前で踏み切った場合には、着地点と踏切板（地域）の砂場より最も遠い方までの最短距離を計

第59回沖縄県身体障害者スポーツ大会（案）

測する。



- (6) 視覚部門の走幅跳のみ、助走方向や踏切地点を知らせるために声や音源による援助は認められる。
- (7) 視覚と聴覚の障害が重複している競技者が視覚部門に出場する場合、試技に入る前に限り、介助者または通訳者（以下、介助者など）は審判員の競技開始などの旗の合図を競技者に伝えることができる。介助者などが競技者へ伝える方法は、介助者などが競技者に触れるなどの方法を用いるが、これは助力とはみなさない。なお、介助者などは競技者に審判員の旗の合図を伝えた後は、速やかに競技エリア外に移動しなければならない。

<投擲競技>

- (1) 各競技者は、3回までの試技が許される。（練習1回、競技3回）
- (2) 車いすおよび電動車いす使用者の投擲は次のように行わなければならない。
- ア 助走することなく、臀部がシートに着いた姿勢から投げ始めなければならない。
 - イ 試技が完全に終了するまでは、臀部がシートから離れてはならない。
 - ウ ソフトボール投、ジャベリックスローは円盤投のサークルを使用してもよいこととする。
 - エ 車いす等を固定する場合は、地面との接地面がサークルおよびやり投げ助走路スタートティングラインの内側から出てはならない。（競技役員（補助員を含む）が車いすを支持してもよい。これは助力とはみなさない。）
 - オ 地面に足を付けて投げても良い。ただし、サークルおよびやり投げ助走路スタートティングラインの内側から出てはならない。
 - カ 原則として、3回連続で投げるものとする。
- (3) 車いす使用者以外の競技者の投てきにおいても、運営上3回連続した方がよいと判断した場合は連投してもさしつかえない。
- (4) 視覚部門の投擲競技では、投擲方向を知らせるために試技に入る前に限り声や音源、競技者の身体に触ることによる援助は認められる。
- (5) 視覚と聴覚の障害が重複している競技者が視覚部門に出場する場合、試技に入る前に限り、介助者または通訳者（以下、介助者など）は審判員の競技開始などの旗の合図を競技者に伝えることができる。介助者などが競技者へ伝える方法は、介助者などが競技者に触れるなどの方法を用いるが、これは助力とはみなさない。なお、介助者などは競技者に審判員の旗の合図を伝えた後は、速やかに競技エリア外に移動しなければならない。

第59回沖縄県身体障害者スポーツ大会（案）

7. 表彰について

- (1) 各種目、各組（障害区分・年齢区分・男女別）の1位から3位までの入賞者にメダルを授与する。
- (2) 表彰は、各競技終了後1位から3位までの者が係員により被表彰者控所へ誘導し、表彰係員の指示を受け表彰を受ける。
- (3) 出場選手が少ない競技・種目は、異なる障害区分または他の年齢区分の選手が同組で競技を行うことがあるが、順位の決定及び表彰は障害区分及び年齢区分別に行う。

8. その他

競技場内へは、競技役員・競技補助員・ボランティア・大会役員・選手以外は立ち入ることはできない。

水泳競技実施要領

1. 競技規則

令和5年度全国障害者スポーツ大会競技規則によるもののほか、この要領に定めるところによる。

2. 競技運営

沖縄県水泳連盟協力の下、実施する。

3. 召集

召集は、水泳競技場内で行う。競技役員の指示に従うこと。

4. 競技方法

（1）出発

規則改正により、スタート方法が選択できます。

- ア 自由形、平泳ぎ、バタフライのスタートは、台上、台の横から飛込み、または水中スタートを選択できる。【注】飛び込みによるスタートは、プールの水深を確認し、注意してからスタートする。
- イ スタートの際、必要であれば競技役員または許可された者が、身体を支えるだけのために補助をしてもよい。

（2）選手紹介

競技前の選手紹介の際は、椅子から立つものとする。

ただし、車いす使用者については、片手をあげる者とする。

（3）競技場内での誘導は、競技役員が行う。

（4）計時は、自動審判計時装置及び手動計時を使用する。

（5）視覚障害者については、ゴールとターンの際、必要に応じて合図を行う。

（6）障害区分2・3の競技者は、各自で用意した光を通さないゴーグルをプールへ入場するまでに装着し競技終了まで外してはならない。

（7）聴覚障害者のスタートは、出発合図員は全競技者から見やすい位置で、言葉とゼスチャーを併用して合図する。

5. 表彰

競技終了後、各種目、各組（障害区分・年齢区分・男女別）の1位から3位までの入賞者にメダルを授与する。

6. その他

水泳競技場においては、事故防止に十分注意し競技役員の指示に従う事。

第59回沖縄県身体障害者スポーツ大会（案）

アーチェリー競技実施要領

1. 競技規則

令和5年度全国障害者スポーツ大会競技規則によるもののほか、この要領に定めるところによる。

2. 競技運営

沖縄県アーチェリー協会、沖縄県身体障害者アーチェリー協会協力の下、実施する。

3. 競技種目及び競技方法

（1）競技種目

- ア 50m・30mラウンド（50m・30m）
- イ 30mダブルラウンド（30m・30m）
- ※ウ 20mダブルラウンド（20m・20m）県大会特別種目（特別ルール）
- ※エ 15mダブルラウンド（15m・15m）県大会特別種目（特別ルール）
- ※オ 10mダブルラウンド（10m・10m）県大会特別種目（特別ルール）

（2）競技方法

- ア 競技は個人戦のみとする。
- イ A-Bの2立制とし、6射ごとに採点、矢取りを行う。
- ウ 行射の順序はA-B矢取り、B-A矢取りとする。
- エ 試射は6射とし、A-B 3射矢取り、B-A 3射矢取りとする。
- オ 採点行為（看的行為）は、主管団体に委任するものとする。
- カ 競技は、音響・視覚・時間管理装置により進行する。

3. 用具

弓具は、出場選手が用意し、弓具検査をうけたものを使用する。

4. 表彰

競技終了後、各種目（障害区分・年齢区分・男女別）の1位から3位までの入賞者にメダルを授与する。

5. その他

- （1）出場を希望するものは、競技経験者に限るものとする。
- （2）選手に介助が必要と認めた次の場合は、弓具検査の際、介助者本人が競技役員に申し出て介助腕章の交付を受ければ、介助者はシューティングライン（S・L）まで入場することができる。
- （3）選手に対する競技中の助言は一切認めない。
- （4）競技場に入場する時は、次の事項を厳守しなければならない。
 - ア 介助者は、射場内に一切の物を持ち込んではならない。
 - イ 介助者は、不測の事態については審判員の指示に従う。

卓球競技実施要領

1. 競技規則

令和5年度全国障害者スポーツ大会競技規則によるもののほか、この要領に定めるところによる。

2. 競技運営

一般卓球は沖縄県卓球協会、サウンドテーブルテニス（S T T）は沖縄県視覚障害者福祉協会協力の下、実施する。

3. 召集

- (1) 召集は、所定の場所で行うので、競技役員の指示に従うこと。
- (2) 召集は、競技開始時刻10分前に完了する。
- (3) 召集完了時刻に遅れた者は、棄権したものとみなす。また、競技に参加しない場合は団体の長が受付で申し出ること。

4. 競技服装

- (1) 番号布は、主催者が交付したものを競技服装の上衣に付けること。
- (2) S T Tについては各自で用意したアイマスクまたはアイシェードを装着する。

5. 競技方法

- (1) 競技は一般卓球とサウンドテーブルテニス（S T T）とし、一般卓球は5ゲームマッチ（1ゲーム11本）、S T Tは3ゲームマッチ（1ゲーム11本）で行う。
- (2) 一般卓球競技はリーグおよびトーナメント形式、サウンドテーブルテニス競技はトーナメント形式、個人戦のみとし、原則として同一の障害区分・年齢区別で行う。
- (3) 出場選手の少ない障害区分・年齢区分では、別の障害区分・年齢区分の選手と組み合わせて競技されることがあるが、順位の決定及び表彰はそれぞれの障害区分・年齢区別に行う。

6. 表彰

競技終了後、各組（障害区分・年齢区分・男女別）の1位から3位までの選手にメダルを授与する。

7. その他

下肢障害者で、義肢、松葉杖等を使用する者は、特に支障がない限り接触面にあてがう布、カバー等をあらかじめ用意すること。

第59回沖縄県身体障害者スポーツ大会（案）

フライングディスク競技実施要領

1. 競技規則

令和5年度全国障害者スポーツ大会競技規則によるもののほか、この要領に定めるところによる。

2. 競技運営

沖縄県障害者フライングディスク協会協力の下、実施する。

3. 召集

- (1) 召集は競技が行われる会場の所定の場所で行う。
- (2) 召集は、競技開始時刻10分前に完了する。
- (3) 召集完了時刻に遅れた者は、棄権したものとみなす。また、競技に参加しない場合は団体の長が受付で申し出ること。

4. 競技服装等

運動しやすい服装、運動靴とする。また、番号布は主催者が交付したものを競技服装の上衣胸部につけること。

5. 競技種目及び競技方法

(1) 競技種目 ア ディスタンス競技

「スタンディング（立）」「シッティング（座）」

イ アキュラシー競技

「ディスリート・ファイブ（5m）」「ディスリート・セブン（7m）」

※「ディスリート・スリー（3m）」県大会特別種目（特別ルール）

(2) 競技方法

ア 競技は、すべて競技役員（審判員）の指示にて進行すること。

イ 投げ方は自由とする。

ウ 競技上有利となる用具の使用は認められない。

エ アキュラシー競技の試技は10投連続して行う。ディスタンス競技の試技は3投連続して行う。

オ 試技の時間はプレーヤーが1投目のディスクを受け取ってから、アキュラシー競技は5分、ディスタンス競技は3分とする。その時間を超えた試技は無効となる。

カ 競技に使用する公式ディスクは主催者で用意する。

6. 表彰

表彰は、競技終了後、各種目・各組の1位から3位までの入賞者にメダルを授与する。

7. その他

競技場内へは、選手、競技場内付添者（介助者）、大会役員、競技役員および実施本部員以外入場することはできない。なお、選手に介助が必要と認めたときはその限りでない。

第59回沖縄県身体障害者スポーツ大会（案）

団体対抗競技実施要領

1. 目的

団体対抗競技を実施することにより、参加選手の意識と意欲を高め地域の身体障害者スポーツ振興を図るとともに、お互いの交流を深め同時に身体障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とする。

2. 参加団体

＜福祉地区部門＞

北部福祉地区・中部福祉地区・南部福祉地区・宮古福祉地区・八重山福祉地区・名護市福祉地区・うるま市福祉地区・沖縄市福祉地区・宜野湾市福祉地区・浦添市福祉地区・那覇市福祉地区・豊見城市福祉地区・南城市福祉地区・糸満市福祉地区（14団体）

＜施設部門＞

仁愛療護園・中央療護園・松原園・美原の里・青葉園・ソフィア・一心療護園・コロニーホテル・太希おきなわ（10団体）

3. 障害区分及び人員

福祉地区部門

障害区分	競技	人数	合計
上肢障害	陸上・水泳・卓球・アーチェリー	男女いずれか3名	3名
下肢障害	陸上・水泳・卓球・アーチェリー	男女いずれか5名	5名
視覚障害	陸上・水泳・卓球・アーチェリー	男女いずれか1名	1名
聴覚障害	陸上・水泳・卓球・アーチェリー	男女いずれか1名	1名
上肢・下肢・聴覚・視覚・内部	フライングディスク	男女いずれか2名	2名
車いす・聴覚・視覚・肢体	障害別リレー	各1名	4名
福祉地区対抗選手 合計			16名

施設部門

障害区分	競技	人数	合計
上肢・下肢・聴覚・視覚・内部	陸上・水泳・卓球・アーチェリー フライングディスク	男女いずれか6名	6名
施設対抗選手 合計			6名

◎下肢障害には車いす使用及び常用、電動車いす使用及び常用も含む。

4. 参加申込み

沖縄県ホームページより申込書様式をダウンロードし参加選手を入力後、所定の期日までにメールで送信し申込むこと。

第59回沖縄県身体障害者スポーツ大会（案）

5. 採点方法

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	参加点
点数	15点	9点	7点	5点	4点	2点	1点

ア 順位は、障害区分別・組別の順位をもって得点とする。

イ 総得点が同点の場合は、上位入賞者が多い方で順位を決める。

ウ 上位得点が同等の場合は、同順位を与える。

6. 表彰

表彰は、各部門上位3位までを表彰する。

福祉地区部門

優勝 優勝旗・賞状・賞品

準優勝 賞状・賞品

3位 賞状・賞品

施設部門

優勝 賞状・賞品

準優勝 賞状・賞品

3位 賞状・賞品

7. 障害別リレーについて

(1) 走順は以下のとおりとする。

第1走者 車いす使用者

第2走者 聴覚障害

第3走者 視覚障害

第4走者 肢体障害

(2) 使用する車いすは日常生活用とする。

(3) 障害別リレーについては組み分けに関わらず、全参加団体の記録で順位をつける。

(4) 上位3チームを表彰する。

(5) 福祉地区部門のみの実施とする。

6. ポッチャ

△男女混合・年齢区分なし

		区分番号	障害区分	競技スタイル	
				立位	座位
肢体不自由	1 切断・機能障害	1	多肢切断		
			両下肢完全		
			両上肢不完全および両下肢不完全	△	
	2 脳原性麻痺以外で車いす常用、使用	2	第6頸髄まで残存		△
			第7頸髄まで残存		△
			第8頸髄まで残存		△
			多肢切断		△
			四肢麻痺で車いす常用または、使用		△
	3 脳原性麻痺(脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等)	3	けって移動		△
			片上下肢で車いす常用または、使用		△
			その他走不能	△	
			電動車いす常用		△
	4	10			

※座位とは、車いす及び椅子に座った競技スタイルを言う。

※座位で競技する選手(区分2~8および10)の選手で、移動したり、方向を変えたりすることが機能的に困難な者に

競技アシスタントを、ランプ使用者にはランプオペレーターをそれぞれ選手1名につき1名を認める。

※立位で競技する選手については、安全上の配慮から、投球時以外はボックス内に椅子を準備し、座位にて待機してもよい。

7. ボウリング

知的障害者で男女別、年齢区分別に実施する。

8. バスケットボール

知的障害者で男女別に実施する。

9. 車いすバスケットボール

肢体不自由者の車いす使用者で、競技規則第9部第3条の規定に該当する者。

10. ソフトボール

知的障害者のみの競技とする。

11. グランドソフトボール

視覚障害者のみの競技とする。

12. バレーボール

聴覚障害者と知的障害者で、男女別に実施する。

精神障害者は、男女混合とする。

13. サッカー

知的障害者のみの競技とする。

14. フットソフトボール

知的障害者のみの競技とする。

■肢体不自由3

脳原性 麻痺 (脳性 麻痺、 脳血管 疾患、 脳外 傷等)	陸上競技 ・ボッチャ	車いす	四肢麻痺で車いす使用	四肢に著しい可動域制限や協調運動障害がある者で両上肢駆動による車いす使用者	
			けって移動	両上肢の障害が重度のため両下肢または片下肢で車いすを駆動させる者	
			片上下肢または片上肢で車いす使用	片側の上肢と下肢または片側の上肢で車いすを操作する者	
			上肢で車いす使用	上肢による車いす使用者【注4】	
	水泳	立位	その他走不能	杖や下肢装具の使用の有無に関わらず、走ることのできない者	
			上肢に不随意運動を伴う走可能	目的動作に障害のある上肢協調運動障害があるが、走ることが可能な者	
			その他走可能	【注5】	
			四肢麻痺(車いす常用)	四肢に著しい可動域制限や麻痺等の障害がある者で上肢駆動による車いす使用者	
			上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	意図的な動作に障害がある等の上肢の協調運動障害があり、走ることが不可能な者	
			両下肢麻痺	両下肢に著しい可動域制限や麻痺等の障害がある者(車いすや杖、松葉杖などを使用していることが多い)	
			上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	上肢の協調運動障害が軽度な者で、走ることが不可能な者	
	卓球		片側障害で片上肢機能全廢	片側障害で患側上肢のストローク動作も走ることも両方が不可能な者	
			その他の片側障害で走不能	片側障害で患側上肢でストローク動作が可能だが、走ることが不可能な者	
			その他走可能	上肢の協調運動障害が軽度で走ることが可能な者や、片側障害で走可能な者等、上記区分に該当しない者	
			車いす	車いすを使用して競技をするすべての脳原性麻痺者	
	その他	立位	杖または松葉杖使用	杖や松葉杖などを使用して競技をする者	
			上肢に不随意運動あり	意図的な動作に障害がある等の上肢の協調運動障害がある者	
			上肢に不随意運動なし	上肢の協調運動障害のない立位者	
			片側障害	片側の上下肢に可動域制限や麻痺等の障害があるが、杖や松葉杖等を使用して競技をしない者	
			電動車いす常用(陸上・ボッチャ)	四肢体幹機能障害により日常生活で常に電動車いすを使用している者	
			浮具使用(水泳)	重度の四肢体幹機能障害のある者で、浮具を使用する者	

【注4】ハンドリムを瞬時に把持したり、ハンドリムをブッシュする際に肘関節を完全に伸展させることができるのはこの区分に該当する。

【注5】「上肢に不随意運動を伴う走可能」に該当しない杖・歩行器を用いて走ることが可能な者すべてがこの区分に該当する。

■視覚障害

視覚障害	視力0から0.01まで	【注6】【注7】
	その他の視覚障害	

【注6】視力は、「矯正後の良い方の視力」で判定する。視力を算出する際、光覚弁、手動弁は視力0、指数弁は視力0.01とする。

【注7】矯正後の良い方の視力が0.02以上の場合は、視野障害の有無に関わらず、その他の視覚障害に区分される。

■聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害

聴覚・平衡機能障害、 音声・言語機能障害、 そしやく機能障害	聴覚障害	区分しない
--------------------------------------	------	-------

■知的障害

知的障害	知的障害	区分しない
------	------	-------

■内部障害

内部障害	ぼうこう又は直腸機能障害	脊髄損傷等で合併したぼうこう又は直腸機能障害者は含まない
------	--------------	------------------------------

■精神障害

精神障害	精神障害	区分しない
------	------	-------